

衆議院法務委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月16日（水）、第9回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・齋藤法務大臣、伊佐厚生労働副大臣、尾崎デジタル大臣政務官、鈴木内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）岩田和親君（自民）、日下正喜君（公明）、鈴木庸介君（立憲）、吉田はるみ君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、米山隆一君（立憲）、鎌田さゆり君（立憲）、寺田学君（立憲）、阿部弘樹君（維新）、沢田良君（維新）、漆間譲司君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

岩田和親君（自民）

- （1） 前法務大臣の辞任を踏まえた国民からの信頼回復に向けた法務大臣の意気込み
- （2） 法務大臣としての法務省職員に対する姿勢及び今後の取組の在り方
- （3） 死刑制度及び死刑の執行についての法務大臣の見解
- （4） 旧統一教会の問題に対する今後の具体的な取組の在り方
- （5） 名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
ア 本事案を踏まえた同入国管理局における課題及び改善策の実施状況
イ 今後の入管行政の在り方
- （6） 2023年に日本で開催が予定されている日・ASEAN特別法務大臣会合の意義

日下正喜君（公明）

- （1） 法務行政に対する国民の信頼回復や法務省職員のモチベーションの向上に向けた法務大臣の決意
- （2） 死刑執行の手續に臨む際の法務大臣の覚悟
- （3） 再犯防止対策への取組についての法務大臣の見解
- （4） 難民支援
ア ウクライナ避難民の入国者数及び在留者数
イ 難民認定の要件を緩和する必要性
ウ 安全のための規制強化に携わる出入国在留管理庁が人道的な観点を必要とする難民認定業務を行うことの是非
- （5） 犯罪被害者支援についての法務大臣の所見

鈴木庸介君（立憲）

- （1） 現在の技能実習制度が技能移転に資する制度となっているか否かについての法務大臣の認識
- （2） 技能実習生が特定技能一号に在留資格を変更して在留した後に他の就労目的の在留資格に変更する場合の取扱い
ア 技能実習生であったことをもって在留資格変更時に技術移転の観点から帰国を迫られたり個別の審査等がなされることの適否
イ 本国への技能移転が将来的に行われることの担保方法
- （3） 技能移転のモデルを示す必要性
- （4） 海外労働者の派遣先として日本離れが進行している現状に対する法務大臣の認識
- （5） ウクライナ避難民の在留資格
ア 在留期間更新許可申請の要件であるウクライナ情勢の改善状況に係る政府の認識

- イ ウクライナ情勢が改善されていない現状において在留資格の延長ができることの確認
- (6) 身寄りのない者も含め全面的にウクライナ避難民を受け入れるとした方針の変更の有無
- (7) ウクライナ避難民入国者の減少及び査証の発給等の実態を踏まえた政府における受入人数の総量規制の有無
- (8) 出入国在留管理庁のウクライナ避難民支援サイト
 - ア 同サイトの作成に要した予算額
 - イ 同サイトの登録者数
 - ウ ログイン方法が分かりづらいため同サイトが機能していない懸念
- (9) 今後のウクライナ避難民支援に対する法務大臣の姿勢
- (10) 日本人のウクライナ義勇兵
 - ア 国内法における義勇兵の定義
 - イ 義勇兵が邦人保護の対象となるか否かの確認
 - ウ 義勇兵の遺体の日本への搬送手続
 - エ 日本人義勇兵がロシア軍に殺害され又はロシア軍兵士を殺害した場合における殺人罪の適用の有無
 - オ 刑法第 93 条の私戦予備及び陰謀の罪の国外での適用の有無
- (11) レイシャルプロファイリング（人種等の特定の属性を根拠とする職務質問等）
 - ア 警察官の職務質問の際に不審事由がない外国人に対しても在留カードの提示を求めることができることの確認
 - イ 職務質問を行う際の人種差別を防止するためのガイドライン等の指針の有無
 - ウ 3 月 29 日の参議院内閣委員会で国家公安委員会委員長が答弁した全国的な調査の現状及び今後の取組の在り方

吉田はるみ君（立憲）

- (1) 法務省における解決すべき問題点及びその優先順位に対する法務大臣の認識
- (2) 女性職員の能力発揮
 - ア 法務省内の部署別職員数及び女性の割合
 - イ 女性職員の割合の他省庁との比較及び出入国在留管理庁において高い理由
 - ウ 政府で働く女性の割合が低いとの指摘に対する法務大臣の所感
 - エ 検察庁で働く女性の職員から個人的な事情を聴取する体制の有無
 - オ 女性の検察官同士による本音の話合いができる時間や場所の有無
 - カ マミーギルトに対する法務大臣の認識の有無
 - キ 女性職員の働き方に関する法務大臣の所感
 - ク 法務省における法曹有資格者及び一般職の職員のキャリアパスの区別の有無及び両者の適切な連携の有無
- (3) 死刑制度
 - ア 誤判により無この者に死刑を科すことを回避するための方策
 - イ 死刑が問題となる犯罪の捜査及び刑の執行それぞれの段階における誤判防止の方策
 - ウ 社会正義を貫徹することの重要性に関する法務大臣の所見

山田勝彦君（立憲）

- (1) 今般の民法等改正による国籍法第 3 条第 3 項の新設に伴う無国籍者の発生を防止するための国内法整備を進める必要性
- (2) 入管収容施設に収容されている外国人等の声を踏まえた入管行政に向けた法務大臣の見解

- (3) 難民認定の在り方
 - ア 日本の難民認定率が諸外国に比して極めて低いことについての法務大臣の受止め
 - イ クーデターによる情勢不安を理由として行われたミャンマー人の難民認定申請の審査に時間を要している理由及び早急に審査してその保護を図る必要性
 - ウ 11月3日の国連自由権規約委員会の総括所見が国際基準に沿った包括的な庇護法の早急な採択を日本に求めていることについての法務大臣の受止め
 - エ 出入国在留管理庁が進めている難民該当性に関する規範的要素の明確化が国連難民高等弁務官事務所の見解に沿った内容であるか否かの確認
- (4) 医療行為のために「特定活動」の在留資格を付与された外国人が医療行為終了後に在留が特別に許可される場合に付与される在留資格の種類及び生活保護の受給の可否
- (5) 在留特別許可
 - ア 在留特別許可に係るガイドラインが規定する日本人との婚姻要件や無犯罪歴要件を満たす外国人に在留特別許可が与えられないケースが多数存在する理由
 - イ 在留特別許可の不許可理由を正確かつ丁寧に示す必要性
 - ウ 法改正によって在留特別許可の基準や不許可の理由の通知を明文化する必要性
- (6) 外国人技能実習制度
 - ア 第一号技能実習と第二号技能実習の要件設定の基準及び決定手続
 - イ 第一号技能実習と第二号技能実習を統合して職種を問わず3年間の在留を保障する必要性

米山隆一君（立憲）

平成26年3月の東日本入国管理センターにおけるカメルーン人男性死亡事案

- ア 死亡直前の一定期間の防犯ビデオの存否
- イ 平成26年9月2日付け法務省入国管理局「東日本センターにおける被収容者死亡事案に関する報告書」が法務省ホームページ等で公開されていない理由及び令和3年3月に名古屋入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案の報告書が公開されていることとの相違点
- ウ 法務大臣による本事案の報告書閲読の有無及び報告書の正当性に関する認識
- エ 本事案の報告書が正しくない場合における撤回の必要性
- オ カメルーン人男性の診療に当たった医師の経歴及びその医師が責任を問われないことの適否
- カ 医学的知識がない勤務員らがカメルーン人男性を放置したことはやむを得ないとする報告書に対する法務省の見解
- キ バイタルサインが基準値を外れた期間が長く続いた場合には救急要請を行うよう法務大臣として職員に徹底する必要性
- ク 裁判において国にはカメルーン人男性を救急搬送すべき注意義務がなかったと主張する理由
- ケ 本事案の監視カメラ映像を当委員会で視聴する必要性についての法務大臣の所見
- コ 本事案が発生してから7年の間に行った法務省の取組に対する法務大臣の所見
- サ 本事案に関する国家賠償請求訴訟の判決が確定するまでの間は同様の状況が続くこととなる可能性
- シ 法務大臣として本事案について過失がなかったとの主張を繰り返す法務省の担当者に責任を取らせた上で適切な対策を講じる必要性

鎌田さゆり君（立憲）

死刑制度

- ア 法務大臣が死刑執行の命令書へ署名する際に確認する資料
- イ 死刑執行の決裁手続や死刑制度の存廃についての国民的議論を行う必要性に対する法務大臣の見解
- ウ 死刑確定者と日常的に接している刑務官が死刑執行のボタンを押す可能性の有無

- エ 死刑執行業務への従事や膨大な決裁関係書類を読む法務省職員のメンタルケアの実施状況
- オ 死刑確定者と再審請求の関係
 - ア 死刑確定者の再審請求権の保障の有無
 - イ 再審請求中に死刑が執行された死刑確定者の人数
 - ウ 上記イの人数を明らかにできない理由
 - エ 平成11年以降に再審請求中に死刑が執行された死刑確定者は20人であることの正否
 - オ 再審の可能性を閉ざすこととなる再審請求中の死刑執行は行うべきではないとの考えに対する法務省及び法務大臣の見解
- カ 再審請求中の死刑執行の在り方についての国連の自由権規約委員会の勧告の内容及び法務省の見解
- キ 我が国の自由権規約選択議定書の締結状況
- ク 死刑執行のボタンの数が統一されていないことの確認
- ケ 現行法上死刑執行後は死亡確認後5分経過するまで絞縄を解かないこととされていることの確認

寺田学君（立憲）

- (1) 在留資格「興行」の上陸許可基準
 - ア 海外アーティストの日本公演等の場合には在留資格「興行」の上陸許可基準を合理化すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ 関係省庁が連携して迅速に査証発給を行うことの必要性
 - ウ 在留資格認定証明書や査証の電子申請の推進に向けた取組についてのデジタル庁政務官の見解
- (2) 商業登記における個人情報の公開
 - ア 当事者意識を持って個人情報の公開の見直しを行うことについての法務大臣の意気込み
 - イ 個人情報の公開がスタートアップ企業の若手経営者に与える影響についての内閣府政務官の見解
- (3) 性犯罪に関する刑法改正の検討
 - ア 裁判所が被害者の性交不同意を認めたにもかかわらず加害者が無罪となる理由についての法務大臣の見解
 - イ 成人男性と女子中学生の間でも真摯な性的同意が可能とする意見に対する法務大臣の見解
- (4) 嫡出推定規定の見直し
 - ア 離婚後300日以内に出生した子は前夫の子である蓋然性が高いとする客観的根拠の有無
 - イ 離婚届等において今後生まれてくる子への嫡出推定を及ぼさない旨の意思表示を記載させてこれに沿った取扱いをする仕組みの有無

阿部弘樹君（維新）

- (1) 旧統一教会関係
 - ア 法務大臣と旧統一教会との関係
 - イ 旧統一教会の信者の家族間における養子縁組について特集したNHK番組を法務省民事局長が視聴したか否かの確認
 - ウ 旧統一教会問題に取り組む法務大臣の意気込み
- (2) 成年後見制度
 - ア 国連の障害者権利委員会の総括所見において成年後見制度に関して勧告された内容
 - イ 法曹等の有資格者が成年後見人に選任される割合が高くなっている実態の状況
 - ウ 成年被後見人の鑑定を行う医師の要件
 - エ 精神科医以外の医師が鑑定を行う現状についての法務省の認識
 - オ 成年後見人に選任された専門職がこれまで世話をしてきた家族等に対して損害賠償請求訴訟を提起するケースが増えていることについての最高裁判所当局の認識

- カ 本来は相続人に分配される成年被後見人の財産の中から成年後見人が報酬を得ている実態についての最高裁判所当局の認識
 - キ 成年後見人の報酬額について最高裁判所当局が何らかの規律を行う必要性
 - ク 成年後見制度の見直しについて議論を行う必要性
- (3) 災害時等における刑事施設の活用
- ア 令和4年度第2次補正予算における「災害に屈しない強靱な法務関係施設等の整備」の内容
 - イ 刑事施設と地方自治体との間における災害連携の実例
 - ウ 有事の際に刑事施設を避難所として活用することについての法務大臣の見解

沢田良君（維新）

- (1) 法務大臣に任命された時の思い及び重点的に取り組みたい政策
- (2) 所信表明において法務省の職場環境の整備に言及しなかった理由及び職員とのコミュニケーションを図る上での留意点
- (3) 令和3年の通常国会で廃案となった入管法改正案
 - ア 改正案が成立していれば収容施設における死亡事案の発生等が防止できていた可能性
 - イ 早急な改正案審議の必要性についての法務大臣の見解
- (4) 教育現場での法教育
 - ア 法務省による法教育の取組状況
 - イ 教育現場で金融教育を始めた経緯及び課題や工夫
 - ウ 金融教育のように学習指導要領に盛り込むことも視野に入れた更なる法教育の推進についての法務大臣の見解
- (5) 公安調査庁の強化
 - ア インテリジェンス部門としての公安調査庁の重要性についての法務大臣の認識
 - イ 公安調査庁の令和4年度の予算額及び令和5年度の予算要求額
 - ウ 公安調査庁の予算や人員の確保による体制の整備についての法務大臣の見解
- (6) 司法外交についての人材育成や権限強化等を進めるべきとの意見に対する法務大臣の見解

漆間譲司君（維新）

- (1) 令和3年に提出された入管法改正案
 - ア 今般の民法等改正による国籍法第3条第3項の新設に迅速な対応が可能とされる入管法改正案における在留特別許可の改正内容
 - イ 入管法改正に向けた法務大臣の意気込み
- (2) 面会交流
 - ア 法制審議会家族法制部会の検討における中間試案の進捗状況及び今後のスケジュール
 - イ 現行民法における離婚の有無によらない親子交流の可否
 - ウ 面会交流の履行のための間接強制が認められる要件
 - エ 面会交流のための間接強制や調停手続の見直しにより早期に親子の交流が実現するよう制度改正を行う必要性
 - オ 法務省が離婚者向けに配付しているパンフレットの内容を養育費及び面会交流以外にも拡充させる必要性
 - カ 面会交流及び親子交流の在り方についての法務大臣の所見
- (3) 海外サーバーを起点とした犯罪に対する国際捜査共助やインターネット上の人権侵害への対応等についての法務大臣の所見
- (4) 今般の民法等改正における児童虐待防止に向けた法的なアプローチと非法的なアプローチとの連携

の在り方

鈴木義弘君（国民）

- (1) 法務行政に対する前法務大臣との取組姿勢の相違点
- (2) 実効性を伴った立法の在り方に対する法務大臣の見解
- (3) 国民の権利に対する義務についての法務大臣の見解
- (4) 対日投資の促進が外国人投資家を通じて国内で生じた利益の海外流出につながっているとの指摘に対する法務大臣の見解
- (5) 外国人との共生社会の実現のため日本社会の秩序の在り方について来日する外国人の理解を促す必要性
- (6) 公安調査庁の調査対象となる団体
- (7) 会社法
 - ア 我が国経済の衰退の一因となっているとの指摘のある会社法の改正の必要性
 - イ 新しい資本主義により過度な株主資本主義を是正し幅広いステークホルダーに目を向けた経営をすべきとの考え方に対する法務省の見解
- (8) 我が国の経済発展の基礎となった経営体制を再度見直した上で制度づくりを行う必要性についての法務大臣の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 前法務大臣の死刑に関する発言についての法務大臣の所見
- (2) 法務大臣と統一教会等との関係の有無及び統一教会等と関係を断ち切らなければならない理由
- (3) 子どもの人権 110 番への相談内容及び対応の状況並びに子どもの人権問題への対策強化の必要性
- (4) 令和 4 年 11 月の名古屋における少女の児童相談所の窓からの転落死亡事案
 - ア 家庭環境や児童相談所の在り方の検証を踏まえた総合的な再発防止策の必要性に関する厚生労働副大臣の認識
 - イ 居場所の確保に対する支援など国が受皿整備を進める必要性
 - ウ 正規職員の児童福祉司や児童相談所の職員を抜本的に増員することに関する厚生労働副大臣の見解
 - エ 全国の児童相談所の窓からの転落防止のため国において財源措置を行う必要性
- (5) 令和 3 年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 法務大臣が当該事案の映像記録を視聴する必要性
 - イ 当該事案の問題点に関する法務大臣の認識
 - ウ 報告書公表以降に報道があった名古屋地方検察庁の依頼で作成された鑑定書に記載されている当該女性の死因
 - エ 法務大臣が調査報告書が不完全なものとの認識を持つ必要性
 - オ 政府における鑑定書作成の医師からの聞き取りの有無及び聞き取り結果を国会に報告する必要性
 - カ 調査報告書と映像の相違点を法務大臣が自ら確認する必要性
 - キ 当該女性が入国者収容所等視察委員会宛に投かんした手紙を国会に提出する必要性